

# (仮称) 箕面市個人情報保護法施行条例 (素案) 及び

## 箕面市情報公開条例の一部改正 (素案) について

### 1 条例改正の背景

令和3年5月に「個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)」が改正 (以下「改正法」という。) され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体 (地方独立行政法人を含む) に関する規律は個人情報保護法に一本化されるなど、個人情報保護制度の法体系の大幅な構造転換が行われました。

地方公共団体も改正法の適用を受けることとなりますが、一部条例に委任する事項があり、改正法の施行条例を定める必要があるため、現行の「箕面市個人情報保護条例」を全部改正し、「箕面市個人情報保護法施行条例」を制定します。

### 2 条例の骨子案

#### (1) 総則

この条例は法で委任された事項を定めます。また、条例で使う用語は法で用いる定義と同様とします。

#### (2) 存否応答拒否処分に係る附属機関への報告について

改正法において、「保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」は存否応答拒否できると規定されています。

本市においては、従来から存否応答拒否により開示請求を拒否した場合、箕面市情報開示審査会に報告することとしています。

改正法では報告義務の規定はありませんが、市の機関による安易な存否応答拒否処分を防止する目的から、今後も同様に規定し、現行どおりの運用とします。

#### (3) 開示請求に係る手数料について

改正法において、地方公共団体に対し開示請求をする場合については、手数料額を当該地方公共団体の条例で定める (手数料を無料とすることを含む。) こととされています。

本市においては、従来から手数料を徴収しておらず、写しの交付及び送付に要する費用を請求者の実費負担としています。

今後も同様に、手数料を無料とし、開示請求書交付時に実費を請求します。

#### (4) 開示決定等の期限について

改正法のとおりとし、当該事項に関する規定は設けません。

項目	法令等	決定期限	延長期限	延長後の期限
開示	改正法	請求のあった日から 30 日以内	30 日を限度とする	60 日以内
	現行 条例	請求のあった日から起算して 15 日以内	15 日を限度とする	30 日以内
訂正、削除 または利用等 の中止	改正法	請求のあった日から 30 日以内	30 日を限度とする	60 日以内
	現行 条例	請求のあった日から起算して 30 日以内	15 日を限度とする	45 日以内
期限の特 例	改正法	法のとおりとします※参照		
	現行 条例	規定なし		

#### ※ 期限の特例

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求のあった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定するれば足りることを規定しています。

#### (5) 個人情報保護制度運営審議会について

本市においては、従来「個人情報の本人以外収集」、「保有個人情報の目的外利用及び外部提供」、「保有個人情報の電算処理（特定個人情報保護評価の第三者点検を含む）」及び「不開示情報の設定」について、個人情報保護制度運営審議会に諮問していますが、改正法では、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に諮問することは許容されません。

ただし、個人情報保護制度の運用やそのあり方について専門的知見を有する者の意見を踏まえた審議が必要である場合は、条例で定めるところにより、審議会に諮問することができることと規定されているため、条例改正の検討や「安全管理措置」、「目的外利用等に係る内部手続」等の詳細なルールを定めることについて諮問事項とする規定を設けます。

#### (6) 運用状況の公表について

本市では、年に 1 回、自己情報開示等の状況について議会に報告するとともに、市民に

公表しています。

改正法では、地方公共団体における公表義務の規定はありませんが、本市の主体的な公表体制を通じて、市民への説明責任を確保する趣旨から、今後も同様に規定し、現行どおりの運用とします。

### 3 個人情報保護条例の全部改正に伴う箕面市情報公開条例の一部改正（素案）

箕面市情報公開条例について、情報公開制度と個人情報保護制度とは密接な関連があるため、改正法の内容を踏まえ、開示決定等の期限について両制度に隔たりがないよう改正します。

項目	新旧	決定期限	延長期限	延長後の期限
開示	改正後	請求のあった日から30日以内	30日を限度とする	60日以内
	改正前	請求のあった日から起算して15日以内	15日を限度とする	30日以内
期限の特例	改正後	開示請求のあった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合		
	改正前	開示請求のあった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合		

※参考：行政機関の保有する情報の公開に関する法律

項目	決定期限	延長期限	延長後の期限
開示	請求のあった日から30日以内	30日を限度とする	60日以内
決定等の期限の特例	開示請求のあった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合		